

第 3 章

計画の目指す方向性

第3章

計画の目指す方向性

1 基本理念

前計画である第2次計画では、「市民一人ひとりの尊厳が保たれ、安心して暮らすことができるまちづくり」を基本理念として各種取組を推進してきました。

この間、人口減少や少子高齢化が更に進行するとともに、生活困窮者への支援といった新たな課題も生じるなど、地域社会を取り巻く環境はめまぐるしく変化しており、地域福祉の果たす役割はますます大きくなっています。

一方、地域福祉に係る市民アンケート調査では、地域福祉は住民も主体的に担うべきとの考えを持つ市民が多くいらっしゃる事が分かり、この気持ちを実際の行動につなげるための取組により、住民同士の支え合いによる地域福祉の更なる推進が図られるものと考えられます。

第3次計画では、第2次計画の基本理念を踏襲しつつ、上記のような本市の現状や、上位計画である第2次諫早市総合計画において、「地域全体で支え合い助け合う市民総参加のまちづくり」を目指していることを踏まえ、基本理念を次のように定めます。

～ 基本理念 ～

**市民一人ひとりが尊厳を保持し、支え合いながら、
安心して暮らすことができるまちづくり**

2 基本目標

基本理念に基づく地域福祉の推進を図るため、次の5つの基本目標を定めます。

～ 基本目標 ～

1. 地域福祉を担う人づくり
2. 共に支え合う地域づくり
3. 健康でいきいきと暮らせる地域づくり
4. 地域福祉を支える仕組みづくり
5. 安全・安心に暮らせる地域づくり

3 計画の体系

基本理念	基本目標	基本施策	取組内容（●：重点的取組）
市民一人ひとりが尊厳を保持し、支え合いながら、安心して暮らすことができるとともに、暮らしの質を向上させること	地域福祉を担う人づくり	人権尊重意識の醸成と地域福祉への理解促進 民生委員・児童委員活動の支援 ボランティア活動等への支援 担い手の確保	○ 人権問題に関する理解促進 ○ 福祉教育の推進 ○ 民生委員・児童委員活動の支援 ○ 民生委員・児童委員活動の周知と理解促進 ○ 諫早市ボランティアセンターへの支援 ○ ボランティア団体、NPO 等への活動支援 ● 地域福祉活動の新たな担い手の育成 ● 現役を退いた世代の参加促進 ○ 有償ボランティアの普及推進
	共に支え合う地域づくり	顔の見える関係づくり 地域住民同士の交流の促進 地域での「支え合い・助け合い」の促進 地域における見守りの推進 地区（校区）社会福祉協議会活動の推進	○ あいさつ運動の推進 ○ 地域活動の支援 ○ 世代間交流の促進 ○ 地域活動に係る情報発信の充実 ○ 支え合い、助け合い意識の醸成 ● 地域ぐるみの子育て支援の推進 ● 見守りネットワーク活動の推進 ● 要援護者登録制度の普及促進 ○ 地区（校区）社会福祉協議会の活動支援 ○ 地区（校区）社会福祉協議会活動の周知と理解促進
	健康でいきいきと暮らせる地域づくり	健康づくりの推進 地域医療体制の維持・確保 生きがいづくりの推進	○ 健康づくりに関する普及啓発 ○ 食育の推進 ○ 生活習慣病予防の推進 ○ 健康診査の受診促進 ○ 地域医療体制の維持・確保 ○ 高齢者の生きがいづくりの推進 ○ 障害のある人の社会参加の促進
	地域福祉を支える仕組みづくり	地域で相談・発見・解決できる仕組みづくり 各種福祉サービスを利用しやすい環境づくり 権利擁護の推進 地域包括ケアシステムの構築 生活困窮者の自立に向けた支援 地域福祉活動の拠点の場づくり 市社会福祉協議会への支援と連携強化	○ 専門員の適正配置 ○ 地域に必要な情報提供の充実 ○ 地域における相談窓口の充実 ○ 福祉サービスの充実 ○ 福祉サービスに係る情報提供の充実 ○ 福祉サービスに係る相談体制の充実 ○ 福祉サービスの適正な質の確保 ○ 判断能力が十分でない人の権利擁護の推進 ○ 虐待・DV 防止対策の推進 ● 住まいの確保 ● 在宅医療と介護との連携推進 ● 生活支援・介護予防サービス提供の基盤づくり ● 認知症施策の推進 ○ 生活困窮者の自立に向けた取組の推進 ○ 既存の施設等を活用した活動拠点の確保 ○ 集会所等の整備への支援 ○ 市社会福祉協議会の支援 ○ 市社会福祉協議会との連携強化
	安全・安心に暮らせる地域づくり	災害に備えた地域づくり 防犯対策の推進 バリアフリーの推進	○ 防災意識の向上 ● 災害時における要援護者（避難行動要支援者）の支援体制の充実 ○ 災害ボランティアセンターの設置・運営に係る連携体制の構築 ○ 防犯意識の向上 ○ 防犯に係る情報提供 ○ 地域ぐるみの防犯対策 ○ 消費生活センターの相談体制の充実 ○ バリアフリー・ユニバーサルデザインの普及啓発 ○ ハード・ソフト両面におけるバリアフリーの推進

重点的取組

左頁の「計画の体系」に掲げる取組内容のうち、本計画の計画期間（5年間）において重点的に推進する取組を「重点的取組」に位置付け、基本理念の具現化を目指した地域福祉の推進を図ります。

重点的取組 1 地域福祉活動の担い手の確保に向けた取組

地域において住民主体の地域福祉活動が継続的、安定的に展開されるよう、活動の担い手となる人材の確保に係る取組を推進します。

〔該当する取組内容〕

- 地域福祉活動の新たな担い手の育成
- 現役を退いた世代の参加促進

重点的取組 2 住民主体の子育て支援の推進に向けた取組

地域住民が主体となった子育て支援の推進に係る取組を通じて、住民同士の相互扶助関係の構築と、地域における子育て支援の充実を図ります。

〔該当する取組内容〕

- 地域ぐるみの子育て支援の推進

重点的取組 3 要援護者の支援の充実に向けた取組

高齢者や障害のある人などの要援護者*が、地域の中で安心して暮らせるよう、災害時を含めた支援体制の充実に向けた取組を推進します。

〔該当する取組内容〕

- 見守りネットワーク活動の推進
- 要援護者登録制度の普及促進
- 災害時における要援護者（避難行動要支援者*）の支援体制の充実

重点的取組 4 地域包括ケアシステムの構築に向けた取組

高齢者の更なる増加が見込まれる中、高齢者が住み慣れた地域で生活を続けることができるよう、地域包括ケアシステム*の構築に向けた取組を推進します。

〔該当する取組内容〕

- 住まいの確保
- 在宅医療と介護との連携推進
- 生活支援・介護予防サービス提供の基盤づくり
- 認知症施策の推進